神戸女子大学学部長候補者及び研究科長候補者選考規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学部局長規程第４条及び第７条の規定に基づき、学長が各学部の学部長及び各研究科の研究科長（以下「学部長等」という。）を任命するに際して、学部長候補者及び研究科長候補者（以下「学部長等候補者」という。）の選考について必要な事項を定めるものとする。

（選　考）

第２条　学部長等候補者の選考は、学長自ら行うことを基本とする。

２　学長が必要と認めた場合には、各学部教授会及び各研究科委員会（以下「教授会等」という。）の意見を参考とするため教授会等に対し、学部長等候補者に関する意向投票を依頼することができる。

（選考事由及び時期）

第３条　学部長等候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当したときに行う。

(1) 学部長等の任期が満了するとき。

(2) 学部長等の辞任の申出を学長が承認したとき。

(3) 学部長等が欠員になったとき。

２　選考は、前項第１号に該当する場合には任期満了の日の２か月前までに、また、前項第２号又は第３号に該当する場合には速やかに行うものとする。

（意向投票の方法等）

第４条　第２条の意向投票は、定足数を満たす教授会等において行う。

２　意向投票について、被意向投票人は教授会等の構成員の教授で、意向投票を行う年度末に満68歳以下の者とし、意向投票人は教授会等の構成員の教授、准教授、講師及び助教とする。

３　意向投票は、前項に規定する被選挙者全員を対象に、単記無記名投票により行い、その結果を学長に報告する。なお、教授会等に対しては、複数票を獲得した者の氏名のみを公表する。

４　意向投票の実施に関して必要な事項は、部局長等会議の意見を聴き、学長が定める。

（兼　務）

第５条　学長は、研究科の研究科長とその基礎となる学部の学部長を兼務させる場合には、第２条の規定に基づき学部長等候補者を選考するものとする。

２　学部長等候補者に関する意向投票を行う場合、基礎となる学部の教授会において第４条の規定に基づき行うものとする。

（改　廃）

第６条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会及び研究科委員会の意見を聴くことができる。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成30年４月１日から施行する。

（その他）

2　平成 16 年 12 月 9 日制定の神戸女子大学学部長候補者選考内規は、平成 30 年 3 月 31 日付で廃止する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学大学院研究科専攻主任規程

（目　的）

第１条　この規程は、神戸女子大学大学院に置かれる研究科専攻主任の任命及び任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

（職　務）

第２条　研究科専攻主任は、研究科長の命を受け、研究科委員会等との緊密な連携のもと、主として次の事項を統括する。

(1) 研究科専攻の企画運営に関する業務

(2) 研究科専攻の教育･研究活動に関する業務

(3) 研究科専攻の人事に関する業務

(4) 研究科専攻の予算に関する業務

(5) 研究科専攻のその他必要な業務

２　研究科専攻主任は、自ら執行した業務結果について研究科長に報告するものとする。なお、報告を受けた研究科長は、必要に応じて学長又は研究科専攻主任と協議・調整の上、執行内容を変更することができる。

（任　命）

第３条　研究科専攻主任は、人格が高潔で、学識に優れた研究科専攻の教授のうちから、学長が研究科長の意見を聴き、任命する。

（選考の時期）

第４条　学長は、次のいずれかに該当する場合に研究科専攻主任の選考を行う。

(1) 研究科専攻主任を新任するとき。

(2) 研究科専攻主任の任期が満了するとき。

(3) 研究科専攻主任の辞退の申出を学長が承認したとき。

(4) 研究科専攻主任が欠員になったとき。

（任期等）

第５条　研究科専攻主任の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前条第３号及び第４号の規定に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（補　足）

第６条　この規程に定めるもののほか、研究科専攻主任の選考等に関し必要な事項は、学長が定める。

（改　廃）

第７条　この規程の改廃は、研究科委員会及び部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学大学院家政学研究科担当教員候補者の教育研究業績等の審査に関する内規

（目 的）

第１条 この内規は、神戸女子大学大学院学則第 28 条第 7 項に基づき、家政学研究科を担当する教員候補者の教育研究業績等の審査に関して必要な事項を定める。

（小委員会の設置）

第２条 家政学研究科委員会は、家政学研究科担当教員候補者に関する教育研究業績等の審査小委員会（以下「小委員会」という。）を組織し、担当教員候補者の教育研究業績等の審査するものとする。

（小委員会の構成）

第３条 小委員会は、各専攻から推薦された委員 1 名ずつと、投票で家政学研究科全体から選出された 1 名の、計 3 名で構成され、家政学研究科全体から選ばれた委員が小委員会委員長となる。

（小委員会の業務）

第４条 小委員会は、教員候補者の学歴、職歴、研究業績、学会および社会における活動状況等について速やかに調査し、家政学研究科の担当に相応しい教育研究業績等を保有しているか審査する。

（非常勤講師の取扱い）

第５条 各専攻会議から議を経て推薦された非常勤講師についても、小委員会において家政学研究科の科目担当に相応しい教育研究業績等を保有しているか審査するものとする。

（審査結果の報告および審議）

第６条 小委員会委員長は、審査結果を家政学研究科委員会に報告するものとする。

２　家政学研究科委員会は、委員会の審査結果をもとに、教員候補者の教育研究業績等が家政学研究科の担当に相応しいか審議し、学長に意見を述べるものとする。

３　前項の審議では、委員の 3 分の 2 以上が出席した家政学研究科委員会において投票を行い、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成により「合」とする。なお、投票は対象者を除く委員全員で行い、白票は「否」と見なす。学長への報告には、「合」「否」のみとし、票数は記載しない。ただし、学長が意見の聴取方法を指定した場合は、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

（内規の改廃）

第７条 この内規の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり家政学研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長会の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この内規は、平成 19 年 2 月 22 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 27 年 10 月 22 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学大学院文学研究科教育研究業績等審査委員会内規

第１条　文学研究科委員会は、神戸女子大学大学院学則第 28 条第７項に基づき文学研究科を担当する教員候補者については、教育研究業績等審査委員会（以下「委員会」という。）を組織し、その教育研究業績等を審査するものとする。

第２条　委員会は、３名の審査委員（当該専攻委員１名、他専攻委員２名）をもって組織し、各専攻会議より推薦された教員候補者について教育研究業績等審査を行なう。文学研究科委員会は、当該専攻会議から選出された当該専攻委員、及び文学研究科委員会を構成する他専攻委員の投票により選出された他専攻委員に、資格審査委員を委嘱する。

第３条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は、審査委員の互選によって決定する。

第４条　委員会は、候補者の学歴、職歴、研究業績、学会における活動状況等について速やかに審査し、予定の担当科目（博士課程の特論、演習、同前期課程の特殊研究）について、全員一致の賛成により、相応しい教育研究業績等を保有しているか審議する。

第５条　委員長は、審査結果を文学研究科委員会に諮り、議決を得た上、学長に報告するものとする。

２　文学研究科委員会は、委員会の審査結果をもとに、教員候補者の教育研究業績等が文学研究科の担当に相応しいか審議し、学長に意見を述べるものとする。

３　前項の審議は、委員の３分の２以上が出席した文学研究科委員会において、出席委員の３分の２以上の賛成を必要とする。ただし、学長が意見の聴取方法を指定した場合は、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

第６条　各専攻会議から推薦された非常勤講師の資格審査は、文学研究科委員会の担当課程の委員に諮り、前条各項により学長に意見を述べるものとする。必要があれば資格審査委員会をおくことができる。

第７条　この内規の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり文学研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この内規は、平成 9 年 10 月 30 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 17 年 11 月 24 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 21 年 9 月 24 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学大学院健康栄養学研究科担当教員候補者の教育研究業績等の審査に関する内規

（目　的）

第１条　この内規は、神戸女子大学大学院学則第28条第７項に基づき、健康栄養学研究科を担当する教員候補者の教育研究業績等の審査に関して必要な事項を定める。

（小委員会の設置）

第２条　健康栄養学研究科委員会は、健康栄養学研究科担当教員候補者に関する教育研究業績等の審査小委員会（以下「小委員会」という。）を組織し、担当教員候補者の教育研究業績等を審査するものとする。

（小委員会の構成）

第３条　小委員会は、３名の審査委員（健康栄養学研究科から選出された委員３名）をもって組織し、健康栄養学研究科より推薦された教員候補者について教育研究業績等の審査を行う。

（委員長）

第４条　小委員会に委員長を置く。

２　委員長は、審査委員の互選によって決定する。

（小委員会の業務）

第５条　小委員会は、教員候補者の学歴、職歴、研究業績、学会および社会における活動状況等について速やかに調査し、健康栄養学研究科の担当に相応しい教育研究業績等を保有しているか審査する。

（非常勤講師の取扱い）

第６条　健康栄養学研究科委員より推薦された非常勤講師についても、小委員会において健康栄養学研究科の科目担当に相応しい教育研究業績等を保有しているか審査するものとする。

（審査結果の議決および報告）

第７条　委員長は、審査結果を健康栄養学研究科委員会に報告するものとする。

２　健康栄養学研究科委員会は、委員会の審査結果をもとに、教員候補者の教育研究業績等が健康栄養学研究科の担当に相応しいか審議し、学長に意見を述べるものとする。

３　前項の審議は、委員の３分の２以上が出席した健康栄養学研究科委員会において、出席委員の３分の２以上の賛成を必要とする。ただし、学長が意見の聴取方法を指定した場合は、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

（内規の改廃）

第８条　この内規の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり健康栄養学研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学大学院看護学研究科担当教員候補者の教育研究業績等の審査に関する内規

（目　的）

第１条　この内規は、神戸女子大学大学院学則第28条第７項に基づき、看護学研究科を担当する教員候補者の教育研究業績等の審査に関して必要な事項を定める。

（小委員会の設置）

第２条　看護学研究科委員会は、看護学研究科担当教員候補者に関する教育研究業績等の審査小委員会（以下「小委員会」という。）を組織し、担当教員候補者の教育研究業績等を審査するものとする。

（小委員会の構成）

第３条　小委員会は、３名の審査委員（看護学研究科から選出された委員３名）をもって組織し、看護学研究科より推薦された教員候補者について教育研究業績等の審査を行う。

（委員長）

第４条　小委員会に委員長を置く。

２　委員長は、審査委員の互選によって決定する。

（小委員会の業務）

第５条　小委員会は、教員候補者の学歴、職歴、研究業績、学会および社会における活動状況等について速やかに調査し、看護学研究科の担当に相応しい教育研究業績等を保有しているか審査する。

（非常勤講師の取扱い）

第６条　看護学研究科委員より推薦された非常勤講師についても、小委員会において看護学研究科の科目担当に相応しい教育研究業績等を保有しているか審査するものとする。

（審査結果の議決および報告）

第７条　委員長は、審査結果を看護学研究科委員会に報告するものとする。

２　看護学研究科委員会は、委員会の審査結果をもとに、教員候補者の教育研究業績等が看護学研究科の担当に相応しいか審議し、学長に意見を述べるものとする。

３　前項の審議は、委員の３分の２以上が出席した看護学研究科委員会において、出席委員の３分の２以上の賛成を必要とする。ただし、学長が意見の聴取方法を指定した場合は、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

（内規の改廃）

第８条　この内規の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり看護学研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

神戸女子大学大学院心理学研究科担当教員候補者の教育研究業績等の審査に関する内規

（目 的）

第１条　この内規は、神戸女子大学大学院学則第 28 条第７項に基づき、心理学研究科を担当する教員候補者の教育研究業績等の審査に関して必要な事項を定める。

（小委員会の設置）

第２条　心理学研究科委員会は、心理学研究科担当教員候補者に関する教育研究業績等の審査小委員会（以下「小委員会」という。）を組織し、担当教員候補者の教育研究業績等の審査するものとする。

（小委員会の構成）

第３条　小委員会は、３名の審査委員（心理学研究科から選出された委員３名）をもって組織し、心理学研究科より推薦された教員候補者について教育研究業績等の審査を行う。

（委員長）

第４条　小委員会に委員長を置く。

２　委員長は、審査委員の互選によって決定する。

（小委員会業務）

第５条　小委員会は、教員候補者の学歴、職歴、研究業績、学会および社会における活動状況等について速やかに調査し、心理学研究科の担当に相応しい教育研究業績等を保有しているか審査する。

（非常勤講師の取扱い）

第６条　心理学研究科委員より推薦された非常勤講師についても、小委員会において心理学研究科の科目担当に相応しい教育研究業績等を保有しているか審査するものとする。

（審査結果の報告および審議）

第７条　小委員会委員長は、審査結果を心理学研究科委員会に報告するものとする。

２　心理学研究科委員会は、委員会の審査結果をもとに、教員候補者の教育研究業績等が心理学研究科の担当に相応しいか審議し、学長に意見を述べるものとする。

３　前項の審議では、委員の３分の２以上が出席した心理学研究科委員会において出席委員の３分の２以上の賛成を必要とする。ただし、学長が意見の聴取方法を指定した場合は、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

（内規の改廃）

第８条　この内規の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり心理学研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この内規は、令和８年４月１日から施行する。